

鳥取県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年9月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 崎 重 利	倉吉市富海474
〃	和 泉 薫	倉吉市富海725
〃	藤 川 嘉 昭	倉吉市富海254
〃	山 崎 巖	倉吉市富海504
〃	牧 田 徹	倉吉市富海695
監 事	仲 村 辰 夫	倉吉市富海694
〃	前 田 恭 孝	倉吉市富海586

平成22年8月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 崎 重 利	倉吉市富海474
〃	和 泉 薫	倉吉市富海725
〃	藤 川 嘉 昭	倉吉市富海254
〃	山 崎 巖	倉吉市富海504
〃	牧 田 徹	倉吉市富海695
監 事	仲 村 辰 夫	倉吉市富海694
〃	前 田 恭 孝	倉吉市富海586

平成22年8月27日就任 任期4年